

会 議 録 (要 約)

会議の名称	飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	平成30年2月22日 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	飯塚市役所 5階 会議室2・3
出席委員	鐘ヶ江委員、青柳委員、黒田委員、許斐委員、高橋委員、辻田委員、時吉委員、淵上委員、丸野委員、諸岡委員、窪田委員、吉丸委員
欠席委員	重岡委員、熊井委員、原委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（森部）、同・課長補佐（安藤） 同障がい者福祉係長（久保）、自立支援係長（木本）、同・係員（渡邊）
会議内容	<p>2. 第5期 飯塚市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定について</p> <p>（1）答申案から原案における修正箇所</p> <p>（2）計画原案に関する市民意見募集結果及び回答案</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料1、別紙1、資料2に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p> <p>○委員</p> <p>（回答案①について）支援者がいる場合、窓口へ行く前に申請書を作成して準備することができれば、事前に本人にも説明した上で来庁することができるため、本人にもわかりやすくなる。積極的にインターネット上での公開することをお願いしたい。</p> <p>○事務局</p> <p>自治体間でも差があるところだが、本市においては、当課だけでなく、庁内全体の申請書等を含めて所管となる情報推進課とも協議のうえ、検討したい。</p> <p>○委員</p> <p>（回答案②について）施設の空き状況の把握は、基幹センターの業務として今後検討できるのではないか。</p> <p>○事務局</p> <p>地域生活支援拠点等整備において、基幹センターの役割も含め、他自治体の事例を参考に飯塚圏域での仕組みづくりを協議し検討したい。</p> <p>3. 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組み</p> <p>[事務局説明]</p> <p>○資料3に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答]</p>

○委員

バイオディーゼル燃料の実績額が減っているが、供給が減っているのか需要が減ってきているのか。

○事務局

本市のごみ収集車の燃料として使用しているが、収集車の購入費が通常より1.5倍かかることから新規購入ができておらず、燃料の使用が減少している。各小中学校や各地区公民館等で廃用油を収集しており供給があっても、市での需要がなく、現在は、主に北九州市の環境機関が買い取っている状況である。現在、市内の障がい福祉サービス事業所で精製を行っているが、作業も重労働のため、市が発注する草刈り業務などへの事業の転換も検討されているところである。

この優先調達の実績は、現在、市内では、障がい者就労施設27か所の調達指定があり、市役所のみならず市に関する団体への協力依頼をしている。今後も実績を伸ばしていきたい。

4. その他

(1) 地域生活支援事業「日中一時支援事業」の実施基準改定

[事務局説明]

○資料4に基づき説明する。

[委員からの意見、質疑応答]

○委員

家族会だが、本制度を知らなかった。家族にとって負担減になりうる制度と思うが、内容や単価の記載もなく具体的でない。市民に対して制度の周知はどのようにしているか。パンフレットがあればわかりやすい。

○事務局

本市では、毎年作成している障がい者ガイドブックに制度について紹介しているが、ご指摘のように字面だけではわかりにくいところもある。事業所へは説明会において丁寧に説明を行う予定であるが、当事者団体へも具体的な金額も併せて説明させていただければと思う。

今回の改正の発端は保護者からの自己負担額に関する相談からであった。利用者と事業者と双方にとってわかりやすいものとするための改定でもあり、同様の取り組みをされている北九州市の例を参考に改めたところである。

○委員

対象者に手帳を保持しない障がい児とあるが、発達障がい児も含むかどうかともわかりやすく案内していただけると良い。

○事務局

障がい当事者や保護者に限らず、サービスを受ける側と提供する側に対して、総体的によく検討し周知をしていきたい。

	<p>○委員 月23回の上限とあるが、近隣自治体との兼ね合いはどうか。</p> <p>○事務局 生活圏域を同じくする嘉麻市、桂川町とともに改定を行うものである。</p> <p>○委員 通院はしているが、手帳の取得を拒否している当事者は診断書があれば利用できるか。</p> <p>○他委員 サービスを利用するには受給者証を発行しなくてはならないため、申請して判定する要件が必要になる。手帳以外で福祉サービスを利用したいのであれば、せめて診断書がないと利用はできなくなる。(身体障がい及び知的障がいは手帳が必要であり、精神障がい者は手帳以外の診断書等でも申請ができる。)</p> <p>(2) 飯塚市障がい者施策推進協議会規則の一部改正 [事務局説明] ○資料5に基づき説明する。</p> <p>[委員からの意見、質疑応答] ○委員 本協議会に、差別解消支援地域協議会の機能が加わるのであれば、第3条を改正して委員15人にするより30人のままの方がよいのではないか。</p> <p>○事務局 本市の附属機関の運営に関し、円滑な運営の基準として委員が原則15名以内と設けられたことによるものである。地域協議会の機能の追加は昨年度の協議会で承認いただいており、委員数は平成28年度委員改選時にすでに15名に減員していたが、これを機に現状に即して改めるものとしたい。</p> <p>(3) その他委員から連絡事項等 ○委員 福岡県において精神障がい者の採用試験が行われた。内容、経緯や採用後の情報があれば提供願いたい。</p> <p>○他委員 国の障がい者の法定雇用率が4月から引き上げになることと、精神障がい者である短時間労働者の算定方法が変わることが影響したのではないだろうか。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 【資料1】 第5期飯塚市障がい福祉計画・第1期飯塚市障がい児福祉計画 原案 (一部抜粋)

	<ul style="list-style-type: none"> ・【別 紙】 原案修正箇所 ・【資料 2】 飯塚市障がい福祉計画（原案）に関する市民意見募集の結果について ・【資料 3】 障がい者就労施設等からの優先調達に係る取り組みについて ・【資料 4】 地域生活支援事業「日中一時支援事業」の実施基準改定について ・【資料 5】 飯塚市障がい者施策推進協議会規則資料（新旧対照表）
公開・非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 なし)
その他	